

大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画の概要

資料1

【大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画とは】

大阪市障がい者支援計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」であり、また大阪市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく計画です。大阪市ではこれらの両計画を一体的に策定しています。

障がい者支援計画は、平成24年度から平成29年度までの6年間を計画期間としており、平成27年3月に27～29年度の3年間についての中間見直しを行うとともに「第4期大阪市障がい福祉計画」を策定しました。

【障がい者施策の基本的な考え方】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

基本方針

- (1) 個人としての尊重
- (2) 社会参加の機会の確保
- (3) 地域での自立生活の推進

大阪市の障がい者手帳交付状況

身体障がい者手帳交付件数 136,421件

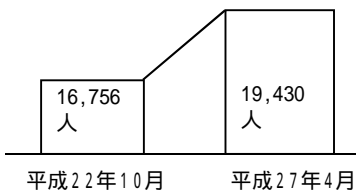
療育手帳交付件数 22,725件

精神障がい者保健福祉手帳交付件数 27,731件

各手帳とも平成26年度末現在

障がい福祉サービスの利用状況

利用者数の推移(4年半で約16%増加)



【計画推進にあたっての基本的な方策】

- 1 生活支援のための地域づくり
- 2 ライフステージにそった支援
- 3 多様なニーズに対応した支援
- 4 権利擁護の視点に立った取り組みの推進
- 5 支援の担い手の資質の向上
- 6 調査研究の推進

共に支えあって暮らすために

啓発・広報の推進 人権教育・福祉教育の充実
コミュニケーション・情報収集等に関する合理的配慮の推進
地域での交流の推進

地域での暮らしを支えるために

サービス利用の支援 相談、情報提供体制の充実
虐待防止のための取り組み
在宅福祉サービス等の充実
居住系サービス等の充実
日中活動系サービス等の充実
障がいのあることへの支援の充実
スポーツ・文化活動の振興

地域で学び・働くために

就学前教育の充実
義務教育段階における教育の充実
後期中等教育段階における教育の充実
生涯学習や相談・支援の充実 教職員等の資質の向上
就業の推進 就業支援のための施策の展開
福祉施設からの一般就労

地域生活への移行

入所施設利用者の地域移行
地域移行支援の推進 地域定着支援の推進
施設入所への対応
入院中の精神障がいのある人の地域移行
精神科病院との連携
地域活動支援センター(生活支援型)等との連携
精神科病院入院者への啓発
家族及び地域住民への理解のための啓発
地域保健医療と多職種チームとの連携

住みよい環境づくりのために

生活環境の整備 移動手段の整備
暮らしの場の確保 防災・防犯対策の充実

地域で安心して暮らすために

総合的な保健、医療施策の充実
地域におけるリハビリテーション・医療の充実
療育支援体制の整備
精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備
難病患者への支援

【成果目標】

- 1 入所施設利用者の地域移行
平成29年度末までに238人を地域生活に移行
- 2 入院中の精神障がいのある人の地域移行
入院後3か月時点の退院率を64%に引き上げる
- 3 福祉施設からの一般就労
平成29年度中に福祉施設から一般就労に移行する人を680人とする
- 4 地域生活支援拠点等の整備について検討する

【主な障がい福祉サービスの見込量】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス (居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護)	月当たり利用者数	13,354人	14,673人	15,999人
	月当たり利用時間	531,340時間	586,547時間	631,419時間
通所系サービス (生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)	月当たり利用者数	11,674人	12,246人	12,829人
	月当たり利用日数	199,977日	207,327日	217,081日
居住系サービス	グループホーム	1,969人	2,139人	2,309人
	施設入所支援	1,405人	1,391人	1,361人